

平成20年9月9日

各 位

全国海運組合連合会

改正船員法の施行について

昨年7月施行されました「海洋基本法」並びに12月に纏められました「交通政策審議会海事分科会」答申に基づき、「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が本年5月に成立し、7月17日に施行されておりますのでご案内いたします。

改正船員法につきましては船員の労働環境改善を図る狙いですが、反面、船舶所有者の船員確保等厳しい対応が求められる事にもなりますので、十分ご理解いただきますようお願い致します。

以 上

平成20年7月16日
国海運第54号の2

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局運航労務課長



改正船員法の施行について

「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」については、平成20年5月30日に成立し、6月6日に公布された。この法律は、日本船舶の確保と日本人船員の育成・確保を図り、安定的な海上輸送を確保することを目的としたものである。このうち、船員法の改正部分（以下「改正船員法」という。）については、昨今の船員不足の顕在化に対応し、船員の労働環境の改善を図ること等を狙いとしている。

改正船員法については、海上運送法と同時期の施行となっており、平成20年7月17日（ただし、労使協定時間外労働に係る限度基準制度にあつては、平成21年4月1日）から施行される。

改正船員法による個別改正事項の内容は下記のとおりであるので、十分理解の上、その確実な遵守を図られたい。

なお、改正船員法及びこれに伴う船員法施行規則の改正について、別添のとおり関係条文等を添付するので参照されたい。

記

1. 休息・健康の確保関係

- ①船舶所有者に対し、1日の休息時間を3回以上に分割することを禁ずるとともに、2分割した場合における長い方の休息時間を6時間以上とするよう義務付けること（改正船員法第65条の3）。
- ②船舶所有者に対し、年少船員への付与を義務付けている9時間の深夜休息について、午前0時前後にわたる休息から、午前0時から5時までの間を含む休息に改めること（改正船員法第86条）。

- ③やむを得ない場合に認められている健康証明書を所持しない者の乗船を禁止すること（改正船員法第83条）。

2. 労働条件の明確化関係

- ①船長に対し、海員の船内における作業時間帯や作業内容を記載した通常配置表の掲示を義務付けること（改正船員法第66条の2）。
- ②船長に対し、船内で作成している労働時間等を記載した記録簿について、海員からの求めに応じ、当該写しの交付を義務付けること（改正船員法第67条）。

3. 時間外労働の抑制関係

労使協定による時間外労働について、その上限（限度基準）を国土交通大臣が告示で定めること（改正船員法第64条の2）。この限度基準制度については、今後策定する告示によって具体的な制度が示されることとなるため、当該制度の実施に必要な事項は追って指示する。

4. 航海命令の範囲拡大関係

- ①海上運送法の改正によって、航海命令を発する際に国土交通大臣が航海命令従事証明書を船長に交付することとなった（改正海上運送法第26条）ことを受け、改正船員法において、船長に対し、当該証明書を船舶に備え置くよう義務付けること（改正船員法第18条）。
- ②船舶所有者に対し、船員の雇入れに際し、航海命令による旨を明示するよう義務付けること（改正船員法第32条）。

改正案	現行
<p>（労働条件等の明示事項）</p> <p>第十六条 法第三十二条の規定により、船舶所有者は、船員を雇用しようとするときは、船員に対し、次に掲げる事項（第九号に掲げる事項については海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十六条第一項の規定による命令（以下「航海命令」という。）により航海を行うために船員を雇用しようとする場合に限る。）を記載した書面を交付することにより労働条件等を明示しなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 航海命令により航海を行う旨</p> <p>② （略）</p> <p>（給料その他の報酬の支払方法）</p> <p>第三十九条の二 （略）</p> <p>② 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>（基準労働期間）</p> <p>第四十二条の二 法第六十条第三項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（労働条件の明示事項）</p> <p>第十六条 法第三十二条の規定により、船舶所有者は、船員を雇用しようとするときは、船員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付することにより労働条件を明示しなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（給料その他の報酬の支払方法）</p> <p>第三十九条の二 （略）</p> <p>② 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 郵便為替を当該船員に交付すること。</p> <p>③ （略）</p> <p>（基準労働期間）</p> <p>第四十二条の二 法第六十条第三項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

三 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業（海上運送法第二条第三項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。）に従事するもの 六月

四・五 (略)

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日（次条第一項の休日に限る。以下第四十二条の五第一項、第四十二条の十一、第四十五条、第四十八条の二の二第三項、第四十八条の二の三第三項及び第四十八条の二の四第三項において同じ。）の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによつて法第六十条第二項及び法第六十一条の規定を遵守しうる場合に於ては第一項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。

(時間外労働に関する協定)

第四十二条の九の二 船舶所有者は、法第六十四条の二第一項の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の三の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

② 法第六十四条の二第一項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 四 (略)

③ 法第六十四条の二第一項の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

④ 船舶所有者は、法第六十四条の二第一項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

三 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第三項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。）に従事するもの 六月

四・五 (略)

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日（次条第一項の休日に限る。以下第四十二条の五第一項、第四十二条の十一、第四十五条、第四十八条の二の二第三項、第四十八条の二の三第三項及び第四十八条の二の四第三項において同じ。）の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによつて法第六十条第二項（法第四百六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び法第六十一条の規定を遵守しうる場合に於ては第一項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。

(時間外労働に関する協定)

第四十二条の九の二 船舶所有者は、法第六十四条の二の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の三の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

② 法第六十四条の二の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 四 (略)

③ 法第六十四条の二の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

④ 船舶所有者は、法第六十四条の二の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

(割増手当)

第四十三条 (略)

- 一 海員が、法第六十四条又は第六十四条の二第一項の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合 通常の労働時間の報酬の計算額の三割増の額
- 二 (略)

第四十四条 前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる金額に、法第六十四条、第六十四条の二第一項又は第六十五条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

- 一 五 (略)

(通常配置表)

第四十四条の二 法第六十六条の二の通常配置表には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 海員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間
- 二 海員の一日当たりの労働時間の限度及び一週間当たりの労働時間の限度(法第六十四条第一項の規定に基づく労働時間を除く。)

(船内記録簿)

第四十五条 法第六十七条第一項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第二号を、第四十二条の二第三項の場合にあつては第三号イ及びロを省略することができる。

- 一 四 (略)

五 休息时间に関する次の事項

イ 一日当たりの休息时间

ロ 休息时间を分割した場合は、いずれか長い方の休息时间

(割増手当)

第四十三条 (略)

- 一 海員が、法第六十四条又は第六十四条の二の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合 通常の労働時間の報酬の計算額の三割増の額
- 二 (略)

第四十四条 前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる金額に、法第六十四条、第六十四条の二又は第六十五条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

- 一 五 (略)

(船内記録簿)

第四十五条 法第六十七条第一項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第二号を、第四十二条の二第三項の場合にあつては第三号イ及びロを省略することができる。

- 一 四 (略)

② 船長は、海員に対し、その求めに応じて、前項に掲げる帳簿の記載事項のうち海員から求められた事項について、その写しを交付しなければならぬ。

(休日付与簿)

第四十五条の二 船舶所有者は、法第六十七条第三項の規定により、第十六号の五書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとするができる。

② (略)

(権限の委任)

第七十八条の三の二 (略)

② (略)

③ 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四条の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百一条各項の規定による監督命令、法第一百二条の規定によるあつせん、法第一百五十五条の規定による船員労務官の任命、法第一百十条第一項の規定による船員労働委員会への諮問並びに法第二百十条の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤ (略)

附則

第一条 この省令は、昭和二十二年法律第百号（船員法を改正する法律）の施行の日から、これを施行する。

(削る。)

(休日付与簿)

第四十五条の二 船舶所有者は、法第六十七条第二項の規定により、第十六号の五書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

② (略)

(権限の委任)

第七十八条の三の二 (略)

② (略)

③ 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百一条各項の規定による監督命令、法第一百二条の規定によるあつせん、法第一百五十五条の規定による船員労務官の任命、法第一百十条第一項の規定による船員労働委員会への諮問及び法第二百十条の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤ (略)

附則

第八十条 この省令は、昭和二十二年法律第百号（船員法を改正する法律）の施行の日から、これを施行する。

第八十一条 この省令施行の際現に乗船中の乗組員であつて、新船員法

により雇入の公認を受ける必要がある者については、その船舶の船長は、この省令施行後遅滞なく、最寄の管海官庁に公認の申請をしなければならぬ。

(削る。)

第八十二条 この省令施行前に交付を受けた船員手帳又は小型船舶乗組員手帳を受有する者で、この省令の施行により新たな書式の船員手帳を受有しなければならない者は、この省令施行後六箇月以内に旧手帳に余白がないものとして再交付の申請をしなければならない。

② 前項の規定による再交付を受けるまでは、旧手帳をこの省令による書式に従い適宜補正して使用してもよい。

(削る。)

第八十三条 この省令施行の際現に海員名簿を備えている船舶の船長は、この省令施行後六箇月以内にこの省令による海員名簿に船員の現在の雇入契約を記載し、旧名簿をこれに添附して最寄の管海官庁に呈示しなければならない。

② 前項の海員名簿を作成するまでは、旧名簿をこの省令による書式に従い適宜補正して使用してもよい。

(削る。)

第八十四条 この省令施行の際現に航海日誌及び旅客名簿を備えている船舶の船長は、これをこの省令による書式に従い適宜補正して使用してもよい。

(削る。)

第八十五条 第二十九条による証明は、昭和二十三年十二月三十一日まで、別に定める管海官庁に申請するものとする。

(削る。)

第八十六条 小型船に乗り組む海員に与えるべき補償休日に係る第四十二条の五第一項第二号の規定の適用については、平成九年三月三十一日までの間は、同号中「五分の七」とあるのは「十一分の十四」とする。

(削る。)

(削る。)

第二条 第四十八条の二の二第一項第一号の規定により国土交通大臣が指定する船舶のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業に従事する船舶その他の船舶（十二人を超える旅客定員を有する小型船又は旅客定員十二人以下の船舶で海上運送法第二条第十一項に規定する自動車航送に従事する小型船に限る。）であつて、その運航の維持を図ることにより旅客の利便を確保するためには、当該船舶に乗り組む海員に係る第四十八条の二の二第二項本文の規定の適用を当分の間猶予することがやむを得ないと国土交通大臣が特に認めるものに乗り組む海員に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「一月以内の一定の期間とする。ただし、第一号の海員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組む海員については、三月以内の一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「十二時間」とあるのは「十四時間」と、「一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第三項中「第一項各号に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「同項の一定の期間」とあるのは「第一項の三月」とする。

(削る。)

第八十六条の二 第四十二条の七及び第四十三条の規定の適用については、平成八年三月三十一日までの間は、これらの規定中「四割」とあるのは「三割五分」とする。

第八十六条の三 第四十八条の二の二第一項各号に掲げる海員のうち小型船に乗り組むものに係る同条第二項の規定の適用については、平成九年三月三十一日までの間は、同項中「四十時間」とあるのは「四十四時間」とする。

第八十七条 第四十八条の二の二第一項第一号の規定により国土交通大臣が指定する船舶のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業に従事する船舶その他の船舶（十二人を超える旅客定員を有する小型船又は旅客定員十二人以下の船舶で海上運送法第二条第十一項に規定する自動車航送に従事する小型船に限る。）であつて、その運航の維持を図ることにより旅客の利便を確保するためには、当該船舶に乗り組む海員に係る第四十八条の二の二第二項本文の規定の適用を当分の間猶予することがやむを得ないと国土交通大臣が特に認めるものに乗り組む海員に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは「第八十七条に規定する」と、「一月以内の一定の期間とする。ただし、第一号の船舶のうち小型船に乗り組む海員については、三月以内の一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「第八十七条に規定する」と、「十二時間」とあるのは「十四時間」と、「一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第三項中「第一項各号に掲げる」とあるのは「第八十七条に規定する」と、「同項の一定の期間」とあるのは「第一項の三月」とする。

第八十八条 小型船に係る第四十八条の二の四第三項の規定の適用につ

「平成六年三月三十一日までの間は」同項中「三月」とあるのは「一年」と、「十五日」とあるのは「六十日」と、同年四月一日から平成七年三月三十一日までの間は「同項中「三月」とあるのは「六月」と、「十五日」とあるのは「三十日」とする。

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本工業規格A列4番）

時間外労働協定届出書	年	月	日
地方運輸局長 殿			
運輸監理部長			
	船舶所有者の住所 及び氏名又は名称		
	主たる船員の労務 管理の事務を行う 事務所の所在地及 び名称		
時間外労働に関する協定を締結したので、 <u>船員法第64条の2第1項</u> の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。			
記			
1 使用する船員数	人		
2 労働組合加入者等数	人		
3 労働組合の名称等			

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本工業規格A列4番）

時間外労働協定届出書	年	月	日
地方運輸局長 殿			
運輸監理部長			
	船舶所有者の住所 及び氏名又は名称		
	主たる船員の労務 管理の事務を行う 事務所の所在地及 び名称		
時間外労働に関する協定を締結したので、 <u>船員法第64条の2</u> の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。			
記			
1 使用する船員数	人		
2 労働組合加入者等数	人		
3 労働組合の名称等			

(略)

(略)

○国土交通省令第六十三号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律
(平成二十年法律第五十三号)の施行に伴い、並
びに船員法(昭和二十二年法律第百号)第五十三
条第一項ただし書、第六十六条の二及び第六十七
条第二項の規定に基づき、船員法施行規則の一部
を改正する省令を次のように定める。
平成二十年七月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十
三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「労働条件」を「労働条件
等」に改め、同条第一項中「次に掲げる事項」の
下に「(第九号に掲げる事項については海上運送法
(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十六条第
一項の規定による命令(以下「航海命令」という。)
により航海を行うために船員を雇用しようとする
場合に限る。)」を加え、「労働条件」を「労働条件
等」に改め、同項に次の一号を加える。

九 航海命令により航海を行う旨

第三十九条の二第二項第三号を削る。
第四十二条の二第一項第三号中(昭和二十四年
法律第百八十七号)を削り、同条第三項中(法第
百四十六条第一項の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。))を削る。

第四十二条の九の二中「法第六十四条の二」を
「法第六十四条の二第二項」に改める。
第四十三条及び第四十四条中「第六十四条の二」
を「第六十四条の二第二項」に改める。
第四十四条の次に次の一条を加える。
(通常配置表)

第四十四条の二 法第六十六条の二の通常配置表
には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 海員の職名、作業の種類及び作業に従事す
る時間
二 海員の一日当たりの労働時間の限度及び一
週間当たりの労働時間の限度(法第六十四条
第一項の規定に基づく労働時間を除く。)

第四十五条に次の一号を加える。
五 休息時間に関する次の事項
イ 一日当たりの休息時間
ロ 休息時間を分割した場合、いずれか長
い方の休息時間

第四十五条に次の一項を加える。
船長は、海員に対し、その求めに応じて、前
項に掲げる帳簿の記載事項のうち海員から求め
られた事項について、その写しを交付しなけれ
ばならない。

第四十五条の二第一項中「法第六十七条第二項」
を「法第六十七条第三項」に改める。
第七十八条の三の二第三項中「権限のほか」の
下に、「法第六十四条の二第四項の規定による助
言及び指導」を加え、「及び」を「並びに」に改め
る。

第八十条を附則第一条とする。
第八十一条から第八十六条の三までを削る。
第八十七条中「第八十七条」を「附則第二条」
に、「船舶のうち小型船」を「海員のうち沿海区域
又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン
未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの(以
下「小型船」という。)」に改め、同条を附則第二
条とする。

第八十八条を削る。
第十六号の三の二書式中「第64条の2」を「第
65条の2第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一
部を改正する法律(附則第一条ただし書に規定
する規定を除く。)の施行の日(平成二十年七月
十七日)から施行する。ただし、第四十二条の
九の二から第四十四条まで及び第七十八条の三
の二の改正規定は、同法附則第一条ただし書に
規定する規定の施行の日(平成二十一年四月一
日)から施行する。
(船員職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 船員職業安定法施行規則(昭和二十三年
運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正
する。
第四十二条第三項中「第八十七条」を「附則
第二条」に改める。

(指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日
に関する省令の一部改正)

第三条 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び
休日に関する省令(昭和四十三年運輸省令第四
十九号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「第四十五条第一号」を「第
四十五条第一項第一号」に改める。
(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者
等が行う書面の保存等における情報通信技術の
利用に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 国土交通省の所管する法令に係る民間事
業者等が行う書面の保存等における情報通信技
術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国
土交通省令第二十六号)の一部を次のように改
正する。
別表第一船員法の項及び別表第二船員法の項
中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」
に改める。

船員法の一部改正について

～ Q&A集 ～

平成20年7月
国土交通省 海事局 運航労務課

目次

I. 総論編

- Q 1. 船員法改正の背景と概要について教えてください。 1

II. 各論編

1. 労使協定による時間外労働の上限基準の設定 【法第64条の2関係】

- Q 2. 労使協定による時間外労働時間の上限基準の設定について、その背景と概要を教えてください。 2

- Q 3. 現行の船員法における労働時間規制の全体像、及び船員法改正による変更点について教えてください。 3

2. 一日6時間以上の連続休息の確保の義務付け 【法第65条の3】

- Q 4. 一日6時間以上の連続休息の確保の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 5

- Q 5. 制度改正によって、具体的にどのように休息時間を付与することが禁止されることとなるのですか。 6

- Q 6. この規制は、いわゆる「日帰り船」のように連続航行時間が24時間未満の船舶の海員に対しても適用されるのですか。 7

- Q 7. 休息時間中に短時間の作業に従事した場合でも、休息時間が分割されたことになるのですか。 7

3. 通常配置表の掲示の義務付け 【法第66条の2、施行規則第44条の2】

- Q 8. 通常配置表の掲示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 8

- Q 9. 通常配置表には、具体的にどのような事項を記載すればよいのですか。 8

- Q 10. 通常配置表の掲示は、適宜書き込みや修正ができるホワイトボードのようなものを利用してもよいのですか。 10

Q 1 1. 航海当直基準に基づく「航海当直予定表」と今回の改正による「通常配置表」の関係を教えて下さい。 1 0

4. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付け

【法第67条、施行規則第45条】

Q 1 2. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付けについて、その背景と概要を教えて下さい。 1 1

Q 1 3. 改正に伴い、新たに船内記録簿の記載事項に追加された事項はありますか。具体的な記載例とともに教えて下さい。 1 1

Q 1 4. 船内記録簿の写しを交付しなければならない時期及び交付すべき記録簿の範囲について教えて下さい。 1 3

Q 1 5. 船内記録簿の写しの交付は、必ず船長が行わなければならないのですか。 1 3

5. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止 【法第83条】

Q 1 6. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止について、その背景と概要を教えて下さい。 1 4

6. 年少船員の深夜休息の確保 【法第83条】

Q 1 7. 年少船員の深夜休息の確保について、その背景と概要を教えてください。 1 5

7. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付け 【法第18条関係】

Q 1 8. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 1 6

Q 1 9. 航海命令従事証明書とは、どのようなものですか。 1 7

8. 雇入契約における航海命令の明示の義務付け 【法第32条、施行規則第16条関係】

Q 2 0. 雇入契約における航海命令の明示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 1 9

Q 2 1. 航海命令が出されていない平時の状況で雇入契約を締結しようとする場合、「航海命令により航海を行う旨」に関して明示すべき事項はありますか。 1 9

9. 施行期日・経過措置等

Q 2 2. 今回の船員法の改正事項の施行期日について教えてください。 . . . 2 0

Q 2 3. 今回の船員法改正の経過措置の考え方について教えてください。 . . 2 0

Q 2 4. 船員法が適用されている漁船についても、今回の船員法改正事項が適用されるのですか。 2 1

I. 総論編

Q 1. 船員法改正の背景と概要について教えてください。

A. 船員の確保・育成を進めるためには、船員の職業的魅力を高めていくことが必要ですが、陸上労働者と比較して時間外労働が約3倍となっているなど、船員の厳しい職場環境・労働環境が問題となっており、次代を担う若者が安心して船員という職業を選択できるような環境が形成されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、船員の労働環境の改善を図ること等を目的として、船員法の改正を行ったものです。

具体的な改正事項の概要は下記の通りです。

【1. 休息・健康の確保】

- ①船舶所有者に対し、1日の休息時間を3回以上に分割することを禁ずるとともに、2分割した場合における長い方の休息時間を6時間以上とするよう義務付けること。〔改正船員法第65条の3〕
- ②船舶所有者に対し、年少船員への付与を義務づけている9時間の深夜休息について、午前0時前後にわたる休息から、午前0時から5時までの間を含む休息に改めること。〔改正船員法第86条〕
- ③やむを得ない場合に認められている健康証明書を所持しない者の乗船を禁止すること。〔改正船員法第83条〕

【2. 労働条件の明確化】

- ①船長に対し、海員の船内における作業時間帯や作業内容を記載した通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておくことを義務付けること。〔改正船員法第66条の2〕
- ②船長に対し、船内で作成している労働時間等を記載した記録簿について、海員への写しの交付を義務付けること。〔改正船員法第67条〕

【3. 時間外労働の抑制】

- 労使協定による時間外労働について、その上限基準を国土交通大臣が告示で定めること。〔改正船員法第64条の2〕

【4. 航海命令の範囲拡大】

- ①今回、海上運送法第26条の改正によって、航海命令を発する際に国土交通大臣が航海命令従事証明書を船長に交付することとなったことを受け、改正船員法において、船長に対し、当該証明書を船舶に備え置くよう義務付けること。〔改正船員法第18条〕
- ②船舶所有者に対し、船員の雇入れに際し、航海命令による旨を明示するよう義務付けること〔改正船員法第32条〕

Ⅱ. 各論編

1. 労使協定による時間外労働の上限基準の設定 【法第64条の2関係】

Q 2. 労使協定による時間外労働時間の上限基準の設定について、その背景と概要を教えてください。

A. 船員不足が顕在化しつつある中において船員を確保するためには、船員の労働環境を改善し、職業としての魅力を向上させる必要がありますが、平成18年船員労働統計調査・毎月勤労統計調査によると、船員と陸上労働者の時間外労働時間を比較した場合、船員（29.3時間）は陸上労働者（10.7時間）の約3倍となっており、相対的に長時間となっています。

さらに、「船員に係る労働契約・労働時間法制検討会」（平成19年3月15日最終とりまとめ）において行われた船員の時間外労働に関する実態調査（平成18年10月時点）によると、所定外労働の中で労使協定時間外労働が平均で83.6%を占めていることが明らかとなっています。

このような現状を踏まえ、時間外労働の抑制のためには労使協定時間外労働に係る対策を進めていくことが不可欠であることから、限度基準制度を導入することとしました。

- ① 労働時間の延長を適正なものとするため、労使協定時間外労働の時間の限度その他必要な事項について、国土交通大臣が告示で基準を定めること。
- ② 労使協定の当事者の労使は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が上記基準に適合したものとなるようにすること。
- ③ 限度基準の遵守に関し、国土交通大臣（及び地方運輸局長）が関係労使に対して必要な助言及び指導を行うこと。

なお、今回の船員法及び船員法施行規則改正事項のうち、上記の限度基準制度についてのみ平成21年4月1日から施行されることとなっており、今後策定する国土交通大臣告示によって具体的な制度が示されることとなりますので留意して下さい。

Q 3. 現行の船員法における労働時間規制の全体像、及び船員法改正による変更点について教えてください。

A. 【現行制度】

1. 時間内労働

現行船員法上、海員の労働時間については、

- ① 1日当たり8時間以内（法第60条第1項）
- ② 1週間当たり基準労働期間について平均40時間以内（法第60条第2項）とされています。（※業務繁忙船等に関しては変形労働時間制の特例あり。）

2. 休日（補償休日）

船舶所有者が海員に与えるべき休日は、基準労働期間について1週間当たり平均1日以上とされており（法第61条）、1週間を単位として各週において週平均労働時間及び休日の基準が達成できなかったときは、別途補償休日を与えなければならないこととされています（法第62条）。

3. 時間外労働

上記1. 及び2. の規制に対し、下記の場合に時間外又は補償休日の労働（以下「時間外労働等」という。）が認められています。

①安全臨時労働

船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、海上労働においては外部から労働力を随時導入することが困難であることから、海員に時間外労働等をさせることができるとされています（法第64条第1項）。

②特別労働

①のほか、船舶が狭い水路を通過するときにおいて航海当直の員数を増加する場合等の特別の必要がある場合において、一定の時間を限度として時間外労働が認められています。（法第64条第2項）

③労使協定時間外労働

船舶所有者は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、1. の労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができるとされています（法第64条の2）。

④労使協定補償休日労働

船舶所有者は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、かつ、一定の限度内で補償休日において海員を作業に従事させることができるとされています（法第65条）。

4. 総労働時間の限度

上記1. の時間内労働並びに上記3. ②及び③の時間外労働を合わせた総労働時間については、その上限が1日14時間、1週間72時間とされており、これを超えて海員を作業に従事させることは禁止されています（法第65条の2第1項及び第2項）。

【今回の改正による変更点 ー労使協定時間外労働の上限基準の設定ー】

時間内労働時間を延長して海員を労働させる時間については、上記4. の総労働時間の限度の範囲内において、法第64条の2第1項に定める労使協定によって定めることとなりますが、時間外労働は本来臨時的なものとして最小限にとどめることが望まれます。

こうした観点から、時間外労働労使協定が適正に締結されることを促進し、恒常的な長時間労働の抑制を図ることを目的として、上記4. の1日14時間、1週間72時間の総労働時間の上限基準に加えて、労使協定時間外労働のみに着目して国土交通大臣が告示で労働時間の限度基準を設定できることとしました。

なお、この限度基準制度は、労働基準法に基づき、陸上労働者について既に導入されています。

2. 1日6時間以上の連続休息の確保の義務付け 【法第65条の3】

Q 4. 一日6時間以上の連続休息の確保の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度において、一日当たり14時間及び一週間当たり72時間の総労働時間の限度が定められていますが（法第65条の2）、労働時間を細分化する（例：1時間労働＋1時間休息を1日12回繰り返す）ことは禁止されていません。この結果、総労働時間の限度が遵守されているにもかかわらず、労働時間が細分化されていることにより、実質的に休息や睡眠等が十分に取れない状況が発生するおそれがあります。

このため、船員の労働条件の改善を図るため、今回新たに法第65条の3を追加し、船舶所有者に対し、海員に休息時間を1日について3回以上に分割して与えることを禁止するとともに、休息時間を2分割する場合における長い方の休息時間を6時間以上とすることを義務付けることとしました。

なお、この制度はSTCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）を受けて、船舶（平水区域のみを航行する船舶を除く。）において航海当直を行う船員に対して、船員法に基づく「航海当直基準」ですでに導入されています（航海当直基準I 2（3））。今回の上記の改正により、航海当直を行わない船員及び平水船も含めて、すべての船員及び船舶に適用範囲が拡大されることとなります。

（参考）

海事労働条約においても、「休息時間は、2回を超えずに分割することができる。そのいずれか一の休息時間は、少なくとも長さ6時間とし、及び連続する休息時間と休息時間の間隔は、14時間を超えないものとする。」こととされています（第2.3基準（規範A）第6項）。

Q5. 制度改正によって、具体的にどのように休息時間を付与することが禁止されることとなるのですか。

A. 船員法では、1日の最長労働時間を14時間以内としなければならないため（法第65条の2）、1日の最低休息時間は10時間となります。

今回の第65条の3の休息時間分割規制は、この最低休息時間の10時間について、3回以上の分割の禁止及び2分割した場合の6時間以上の連続休息の確保を義務付けるものです。

したがって、10時間を超えて付与される休息時間がある場合には、最低休息時間の10時間の付与の仕方が法に抵触していなければ（例：6時間＋4時間に2分割）、これに追加的に休息時間が付与され、結果として1日の休息時間が3分割以上されていても船員法違反とはなりません。

下記に、1日の休息時間の分割例を挙げ、それぞれ法第65条の3の規定に適合するか否かを示します。

休息時間の分割パターンの例と法第65条の3への適否

0	24時間	＜法第65条の3への適否＞					
労働時間	連続 10時間休息	○(違反しない)					
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 4時間休息	労働時間	○(違反しない)		
労働時間	連続 5時間休息	労働時間	連続 5時間休息	労働時間	×(違反する) (いずれも6時間未満)		
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 2時間休息	労働時間	連続 2時間休息	労働時間	×(違反する) (3回以上に分割)
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 4時間休息	労働時間	連続 2時間休息	○(違反しない) (最低休息時間10時間については適法。その上で休息時間を追加することは可能。)	
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 3時間休息	労働時間	連続 2時間休息	×(違反する) (最低休息時間10時間について違法)	

Q 6. この規制は、いわゆる「日帰り船」のように連続航行時間が24時間未満の船舶の海員に対しても適用されるのですか。

A. 法第65条の3の休息时间分割規制は、連続航行時間が24時間以上となる船舶に乗り込む海員を念頭においた規制であるため、いわゆる「日帰り船」のように連続航行時間が24時間未満の船舶には適用されません。

なお、STCW条約を受けて船員法に基づき定めた現行の「航海当直基準」においても、同様の考え方となっています。

Q 7. 休息时间中に短時間の作業に従事した場合でも、休息時間が分割されたことになるのですか。

A. 休息時間の分割とは、一定程度のまとまりのある作業に従事することによって休息時間が終了した場合において初めて生じるものであり、ごく短時間何らかの作業に従事したとしても、直ちに休息時間が終了するわけではありません。

3. 通常配置表の掲示の義務付け【法第66条の2、施行規則第44条の2】

Q 8. 通常配置表の掲示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度において、雇入契約の締結に際し、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示することとされています（法第32条第1項）。一方、船内業務における具体的な事項（シフト、業務内容等）については、船内における実際の労働条件を大きく左右する要因であるにもかかわらず、海員への明示は義務付けられていません。

このため、今般、新たに法第66条の2を追加し、船内において業務を指揮・統括する船長に対して、船内において海員が作業に従事する時間帯及び作業内容を記載した通常配置表を作成し、船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならないこととし、海員の労働条件の一層の明確化を図ることとしました。

なお、航行スケジュール等により船内で臨時に発生する業務については、その状況に応じて、船長の個別の指示に基づき作業に従事することとなるため、通常配置表による労働条件の明示の対象とはなりません。

(参考)

海事労働条約においても、「加盟国は、船内労働の取決めに関する表を船員が容易に利用することのできる場所に掲示することを要求するもの」とし、この表には少なくとも「海上及び港における業務の予定」及び「国内法令又は適用される団体交渉協約に定める最長労働時間又は最短休息時間」が含まれていることとされています（第2.3基準（規範A）第10項）。

Q 9. 通常配置表には、具体的にどのような事項を記載すればよいのですか。

A. 通常配置表に記載しなければならない事項は、施行規則第44条の2（新設）に定められており、具体的には

①海員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間

②海員の1日当たりの労働時間の限度及び1週間当たりの労働時間の限度について記載しなければならないこととされています。

【資料1】に記載例がありますので、参考にして下さい。

通常配置表 (〇〇丸)

職名		作業の種類			
		時間	航海中	時間	停泊中
甲板部	一等航海士	04-08 16-20	船橋当直	08-12 13-17	事務処理
	二等航海士	00-04 12-16	船橋当直	08-12 13-17	航海計画
	三等航海士	08-12 20-24	船橋当直	08-12 13-17	保守点検
	甲板長	08-12 20-24	船橋当直	08-12 20-24	整備作業 船内巡視
	甲板員A	04-08 16-20	船橋当直	04-08 16-20	整備作業 船内巡視
	甲板員B	00-04 12-16	船橋当直	00-04 12-16	整備作業 船内巡視
機関部	機関長	適宜	機関室作業	適宜	事務処理
	一等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	二等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	三等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	機関員A	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
事務部等	司厨長	07-09 11-14 18-21	調理業務		
	司厨員A	07-09 11-14 18-21	調理業務		
	事務員A	09-13 14-18	販売業務		

～その他各種作業配置体制～

荷役作業配置	
甲板上	一等航海士・甲板長・甲板員B
船倉内	二等航海士・三等航海士・甲板員A

出入港作業配置	
船橋	三等航海士・甲板員B
船首	一等航海士・甲板長
船尾	二等航海士・甲板員A
機関	一等機関士・二等機関士・三等機関士・機関員

＜最大労働時間＞

船員法では、海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間の限度は、それぞれ14時間及び72時間とされています(ただし、船舶の航海の安全を確保するために臨時の必要がある場合の労働時間を除きます。)

Q10. 通常配置表の掲示は、適宜書き込みや修正ができるホワイトボードのようなものを利用してよいのですか。

A. 法第66条の2の通常配置表の掲示は、海員が船内におけるシフトや業務内容等を船内で確認できるような措置を講ずることにより、海員の労働条件の明確化を図ることが趣旨ですので、必ずしも書面に記載して掲示する必要はなく、船内のホワイトボード等に必要事項を記載して掲示しておくことも可能です。

なお、いずれの方法を選択する場合であっても、船員室内などの海員の目に留まりやすい場所に掲示しておく必要があることに留意して下さい。

Q11. 航海当直基準に基づく「航海当直予定表」と今回の改正による「通常配置表」の関係を教えてください。

A. 現行の航海当直基準I2(5)に基づく「航海当直予定表」は、平水区域等以外を航行する船舶において、航海当直を行う船員を対象として、その業務に従事する時間帯や業務内容等を記載することを求めています。

一方で、今回の改正により措置された「通常配置表」は、船舶の航行区域や航海当直を行う海員であるか否かに関わらず、漁船や帆船等の一部の船舶を除く船舶において、船内で使用されるすべての海員を対象に、その業務に従事する時間帯や業務内容等を記載することを求めているものです。

したがって、「通常配置表」には自ずと航海当直基準に基づく「航海当直予定表」の内容が包含されることとなりますので、所定の事項を記載した「通常配置表」を作成・掲示すれば、別途「航海当直予定表」を作成・掲示する必要はありません。

4. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付け

【法第67条、施行規則第45条】

Q 1 2. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度においては、船長が労働時間、補償休日及び割増手当に関する事項を記載する帳簿を作成し、船内に備え置くことが義務付けられています（法第67条第1項）が、海員に対する写しの交付は義務付けられていないため、船員が自分の労働時間を確認するためには自ら記録しなければならない状況となっています。

しかしながら、長期間の乗船中に連続して勤務する船員に対して、このような負担を課すことは適当でなく、また、労働時間等は船員の労働条件の中でも最も基本的なものの一つであることから、船員が自らの労働時間が適切に記録されているかどうかを容易に確認できる手段を与える必要があります。

こうしたことから、労働条件の一層の明確化を図る観点から、今般、法第67条第2項（新設）において、船長に対し、海員に労働時間等を記載した帳簿の写し交付することを義務付けることとしました。

（参考）

海事労働条約においても、「加盟国は、（中略）船員の毎日の労働時間又は休息時間の記録を保持することを要求する」とし、「船員は、船長又は船長の委任を受けた者及び自己によって承認された自己に関する記録の写しを受け取る」こととされています（第2.3基準（規範A）第12項）。

Q 1 3. 改正に伴い、新たに船内記録簿の記載事項に追加された事項はありますか。具体的な記載例とともに教えてください。

A. 今回の改正において、法第65条の3が新設され、一日6時間以上の連続休息の確保の義務付けが制度化されたことに伴い、船内記録簿の具体的記載事項を定めている施行規則第45条を改正し、「休息時間に関する事項」として、

① 1日当たりの休息時間

② 休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間を追加することとしました。

なお、いわゆる「日帰り船」のように連続航行時間が24時間未満の船舶には、法第65条の3の休息時間分割規制は適用されませんので、上記の休息時間に関する事項を記載する必要はなく、備考欄にその旨を記載することをもって足りる。

【資料2】に具体的な記載例を示しますので、参考にして下さい。

【資料2】

船内記録簿

氏名 _____ 基準労働期間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日 (月間))

船名: _____ 船員法第64条の2の労使合意の有無 有 無	船名: _____ 船員法第64条の2の労使合意の有無 有 無	船名: _____ 船員法第64条の2の労使合意の有無 有 無
職名: _____ 船員法第72条の2の特例指定の有無 有 無	職名: _____ 船員法第72条の2の特例指定の有無 有 無	職名: _____ 船員法第72条の2の特例指定の有無 有 無

年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計時間等	休日付与日数(陸上)	休日付与日数(船上)	補償休日付与日数	休日計
船 船 名																																労働時間数月合計				
1日の総労働時間数																																時間				
1週間の労働時間数																																時間				
(時間外労働の内数)																																特別の場合の月労働時間数合計				
特別の場合の労働時間数																																時間				
作業の種類																																労働協定に基づく月労働時間数合計				
																																時間				
労使協定に基づく労働時間数																																安全臨時の場合の月労働時間数合計				
作業の種類																																時間				
																																補償休日数(時間)合計				
安全臨時の場合の労働時間数																																日(時間)				
※ 安全臨時労働にあっては、①欄に日付及び労働の内容を記載すること。																																				
補償休日労働時間数																																				
※ 補償休日の付与の延期があったときは、②欄に日付及び理由を記載すること。																																				
1日の休息時間数																																備考				
(分割した場合)長い方の休息時間数																																				

年 月～ 年 月	日
休日計	
補償休日計	
合計	

基準労働期間合計	
休日計	日
補償休日計	日
合計	日

労使協定に基づく労働の作業内容	
A 内容:	
B 内容:	
C 内容:	
D 内容:	

① 安全臨時労働について、日付及び労働の内容	
月 日 内容:	
月 日 内容:	
月 日 内容:	

② 補償休日の付与の延期があったときは、その旨及び理由	
月 日 理由:	
月 日 理由:	
月 日 理由:	

記載心得

- 基準労働期間の欄については、転船する場合、最も長い期間について記載する。
- 「船舶名」欄については、船舶名を記載の上、当該船舶に乗船していた期間について矢印等で明示する。例:「〇〇丸 →」
- 「1日の総労働時間数」欄については、当該日の総労働時間数を記載する他、休日であれば「〇」を、補償休日であれば「△」を記載する。
- 特別の場合の労働の「作業の種類」欄については、
 - 入出港、狭水道通過等の際の航海当直数の増員であれば「a」を記載する。
 - 通関、検査等の衛生手続き等法令に基づく必要な手続きであれば「b」を記載する。
 - 事務部の部員の日常的な作業以外の一時的な作業であれば「c」を記載する。
- 「1日の休息時間数」及び「(分割した場合)長い方の休息時間数」欄については、連続航行時間が24時間未満のいわゆる「日帰り船」の場合は記載することを要しない。ただし、その場合は右の備考欄にその旨を記載する。
- 労使協定に基づく労働の「作業の種類」欄については、「労使協定に基づく労働の作業内容」欄左の記号により、当該作業を記載する。
- 「労使協定に基づく労働の作業内容」欄については、地方運輸局に届出されている時間外労働の労使協定中「作業の種類」にある作業内容を記載する。
- 転船する時には本紙を持参してください。

Q 1 4. 船内記録簿の写しを交付しなければならない時期及び交付すべき記録簿の範囲について教えて下さい。

A. 船内記録簿の写しは、海員から求められた場合に交付すればよいこととされています（施行規則第45条第2項）。

また、交付すべき範囲についても、施行規則第45条第1項に定められた船内記録簿の記載事項のうち、海員から求められた事項について、その写しを交付すればよいこととされています（施行規則第45条第2項）。したがって、例えば、月単位で帳簿をつけている場合で、海員から特定の1ヶ月分の帳簿の写しの交付を求められた場合は、該当ページのみを写しを交付すればよいことになります。

Q 1 5. 船内記録簿の写しの交付は、必ず船長が行わなければならないのですか。

A. 法第67条第2項では、船長に対して船内記録簿の写しの交付が義務付けられていますが、実際には必ずしも船長自ら交付する必要はなく、船長から委任を受けた海員又は陸上勤務の事務担当者が交付しても構いません。

ただし、船内記録簿の記載及び海員への交付は船長に対して義務付けられている事項ですので、船長以外の者が交付する場合であっても、船長の責任において適切に当該交付が行われる必要があります。

5. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止 【法第83条】

Q 1 6 . 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止について、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度においては、健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませることを原則禁止していますが、やむを得ない場合には、この限りではないこととなっています（法第83条第1項ただし書）。この結果、現行制度においては、健康証明を全く有しない者の乗組みが可能となっていますが、このような者が潜在的な疾病等に罹患していた場合には、罹患船員が健康を悪化させるほか、感染症であった場合には他の船員をも発病させるリスクをもたらす、医療が困難で交代要員のいない海上において航行の安全に支障を及ぼすといった状況も想定されます。

このため、現行の法第83条第1項ただし書及び第2項を削り、有効な健康証明書を有しない者については乗組みを全面的に禁止することとし、船員の労働条件の改善と船舶航行の安全確保を図ることとしました。

(参考)

海事労働条約においても、「船員は、職務に従事するために医学的に適していると証明されない限り、船内で労働してはならない」こととされています（第1.2規則1）。

6. 年少船員の深夜休息の確保 【法第83条】

Q 17. 年少船員の深夜休息の確保について、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度においては、年齢18歳未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させることは原則禁止されています（法第86条第1項）。

しかし、この例外として、国土交通省令で定める場合（船舶が高緯度の海域にあって昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な作業に従事させる場合）においてこれと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して9時間休息させるときはこの限りではないこととされています（同項ただし書）。

このため、現行制度においては、船舶が高緯度海域にある場合等には、例えば午後3時直後から午前零時直後までを休息時間として与え、その後朝まで労働させることも認められていますが、このような不規則な休息時間は、年少船員の心身の健全な発達にとって望ましいとは言えません。

こうしたことから、今回法第86条第1項ただし書を改正して、船舶が高緯度海域にある場合等においても、一般的な陸上生活において、多数の人々が睡眠している時間である午前0時から午前5時の間を絶対的休息時間とし、この5時間を含む連続した9時間休息させなければならないこととすることにより、年少船員の心身の健全な発達を増進することとしました。

(参考)

海事労働条約においても、「18歳未満の船員の夜間の労働は禁止する」とした上で、「夜間の労働は、午前0時まで開始し、午前5時を経過した後に終了する少なくとも9時間を対象とする」こととされています（第1.1基準（規範A））。

7. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付け 【法第18条関係】

Q 18. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

- A.** 船員法第18条では、船舶が航海する場合において、我が国の国内法上及び国際法上その船舶の保護及び海上交通の取り締まりの見地から、船長に対し、一定の書類（船舶国籍証書、海員名簿、航海日誌、旅客名簿及び積荷に関する書類）を船内に備え置くことを義務付けています。

今回、海上運送法が改正され、同法第27条第1項の規定による航海命令の範囲が国際海上輸送にも拡大されることとなりましたが、同航海命令は「災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合」に国土交通大臣により発令されるものであり、災害や政変、テロ等の非常時における緊急の人・物資の輸送を確保するための強制手段であるため、同航海命令により行われる航海は迅速かつ円滑に実施される必要があります。

しかしながら、当該航海に従事する船舶について、出入港手続、ポートステートコントロール等の沿岸国国内法令の執行過程においてその輸送が遅延する等の可能性も考えられることから、当該船舶が日本政府の命令により航海に従事しているものであることを対外的に表示することにより、このような場合においても、他国の出入港担当官、検査官等に対して、迅速かつ円滑な航海を確保するために適確な配慮がなされるよう要請するための手段を講じる必要があります。

このため、上記のような場合に証明書が活用されることを担保するため、海上運送法上、国土交通大臣が船長に対し、航海命令による航海である旨の証明書を交付することを義務付けるとともに、船員法第18条を改正し、船長に対して船内に備え置くことを義務付けている書類の一つとして当該証明書を追加することとしました。

Q 19. 航海命令従事証明書とは、どのようなものですか。

A. 今般改正された海上運送法第26条第3項の規定により、国土交通大臣は、航海命令を行った場合、当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を当該船舶の船長に交付することとされています。

この証明書の様式は海上運送法施行規則第24条の2及び第5号様式に定められています。具体的な様式は【資料3】となっており、政府の命令により航海に従事する船舶である旨、命令の根拠条項、命令の発出日、命令を受けた事業者の名称等、航路、船舶、運送対象となる人又は物等が記載されることになっています。

【資料3】

(調 整 中)

8. 雇入契約における航海命令の明示の義務付け 【法第32条、施行規則第16条関係】

Q 20. 雇入契約における航海命令の明示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行の船員法第32条は、船員が労働条件を十分理解した上で雇入契約を締結することができるよう、船員の雇入契約の締結に際し、給料、労働時間その他の労働条件を明示することを船舶所有者に対して義務付けています。

航海命令は、公共の安全の確保に必要であって、自発的に航海を行う船舶運航事業者がない場合等に国土交通大臣から発出されるものであり、これに基づく航海は通常の商業航海とは大きく性格が異なることから、船員にとっては、当該航海が航海命令に基づく航海であるか否かは、労働条件と同等かそれ以上に重要な事項となると考えられます。

このため、雇入契約の締結に際し、海上運送法上の航海命令に係る航海である場合は、その旨を船員に対して明示することを船舶所有者に義務付けることとしました。

Q 21. 航海命令が出されていない平時の状況で雇入契約を締結しようとする場合、「航海命令により航海を行う旨」に関して明示すべき事項はありますか。

A. 本規定は、実際に国土交通大臣から航海命令が出され、その命令に基づく航海を行うために船員との間で雇入契約を締結しようとする場合に、その契約の都度、「航海命令により航海を行う旨」を船員に対して明示することを求めるものであり、国土交通大臣から航海命令が出されていない平時の状況下において、将来的に航海命令が出された場合に当該命令に基づく航海を行う可能性があることを事前に予告する趣旨ではありません。

したがって、国土交通大臣から航海命令が出されていない平時の状況においては、航海命令に関する事項について何ら明示する必要はありません。

9. 施行期日・経過措置等

Q 2 2. 今回の船員法の改正事項の施行期日について教えてください。

A. 今回の改正船員法については、日本船舶の確保と日本人船員の育成・確保を図り、安定的な海上輸送を確保することを目的とした「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」（平成20年法律第53号）において、海上運送法と一括して改正されていることから、施行時期についても海上運送法の施行と同時期の施行となっており、具体的には平成20年7月17日からの施行です。

ただし、船員法64条の2の労使協定時間外労働に係る限度基準制度については、平成21年4月1日からの施行となります。

Q 2 3. 今回の船員法改正の経過措置の考え方について教えてください。

A. 今回の船員法改正に係る規定については、過去の船員法改正の例に倣って、以下の考え方によって改正船員法の規定の適用を一定期間猶予する経過措置が置かれています。

- ①法の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、原則として、当該航海が終了する日の翌日以降から改正船員法の規定が適用される。
- ②専ら国外各国間の航海に従事する船舶（例：第三国間輸送に従事している船舶、外国の港を基地にして操業している漁船等）については、施行日から起算して3ヶ月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日の翌日以降から改正船員法の規定が適用される。

ただし、法第18条の航海命令従事証明書の船内備置の義務付け及び法第32条の雇入契約における航海命令の明示の義務付けについては、航海命令を受けて船舶を運航する場合には、一旦寄港して、航海命令従事証明書の交付や雇入契約の明示を行ってから航海命令に基づく運送を行うこととなるため、上記の経過措置は適用されません。

Q 2 4 . 船員法が適用されている漁船についても、今回の船員法改正事項が適用されるのですか。

A . 船員法では、労働時間に係る規定について漁船は適用除外となっていることから（法第 7 1 条第 1 項第 2 号）、今般の改正事項のうち、時間外労働の上限基準の設定に係る規定や休息時間の確保等の規定は漁船に対しては適用除外となりますが、健康証明書の所持に係る規定（第 8 3 条関係）については、船員法適用対象の漁船に対しても適用されます。

なお、海上運送法改正による航海命令の範囲拡大に係る船員法の改正事項（航海命令証明書の船内備え置き義務付け、雇入契約における航海命令の明示）については、航海命令の対象が海上運送法に基づく船舶運航事業者であり、漁船はその対象に含まれないことから、漁船に対しては当然に適用がありません。